## 福井県消費者基本計画 骨子(案)

[策定の趣旨]: 高齢化の進行・デジタル化の進展など社会情勢や消費者を取り巻く 環境が大きく変化する中、新たな課題に対応した消費者施策の総合

[計画の位置付け]: ▶福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例第3条に基づく消費者施策の基本的計画

▶消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく都道府県消費者教育推進計画

[計画期間]:令和6年度~令和11年度

### 現状と課題

- 高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺など、高齢者の消費者トラブルの増加が懸念
- デジタル化の進展に伴い、商品・サービスの提供や消費の形態が多様化・複雑化 (キャッシュレス決済・ネット通販・オンラインゲーム等)
- 県内居住の外国人の増加に伴い、言語や文化の違いによる消費者トラブルの増加が懸念
- 消費者相談窓口の認知度が低調 (R5:県消費生活センター: 28.3% 消費者ホットライン 188:8.1% 出典:消費生活に関する県民調査)
- 全国的に身体や生命に危害を及ぼす消費者事故が発生しており、未然防止の取組が必要 (県内の消費者事故例 (R2~4):ガストーチガス漏れによる発火、脱毛エステによる火傷、リチウムイオンバッテリーの発火 出典:県消費生活センター調べ)
- 環境や社会への配慮を重視している消費者や事業者の割合が低い

的かつ計画的な推進を図る

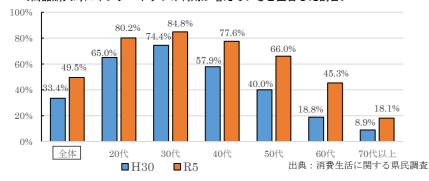
#### <高齢者の人口の推移> 32.5 33.830.8 300,000 28.6 30 25.230.8 29.6 28.7 250 000 23 20.217.4200.000 169 489 150.000 R7H12 H17H22 H27 R2全国高齢化率 出典:令和2年以前は「国勢調査」(総務省)、令和7年以降は「日本の

### <特殊詐欺被害の認知状況>

	H30	R1	R2	R3	R4
県認知件数(件)	32	26	19	27	26
うち高齢者認知件数(件)	16	19	14	25	19
全認知件数に占める高齢被害者の割合(%)	50.0	73.1	73.7	92.6	73.1
被害総額 (千円)	117,295	114,675	55,755	77,893	29,664
うち高齢者被害総額 (千円)	98,863	109,658	43,595	72,192	24,708
全被害額に占める高齢被害の割合(%)	84.3	95.6	78.2	92.7	83.3

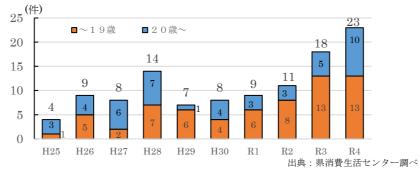
出典:福井県警察本部

### <商品購入時にインターネットの利用が増えていると回答した割合>



地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)

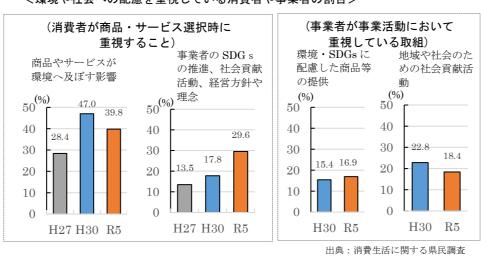
### <オンラインゲームの年代別相談件数推移>



#### <県内の外国人住民数の推移>



<環境や社会への配慮を重視している消費者や事業者の割合>



### 施策の方向性

### 基本方針1:消費者被害の未然防止と解決に向けた取組の推進

- (1)被害防止のための注意喚起・情報発信
  - ・ ホームページ・SNS等様々な媒体による注意喚起、情報発信
  - <u>市町における高齢者等の見守りネットワークの設置促進</u> 消費者安全確保地域協議会(警察、福祉関係団体、金融機関、事業者等)の設置
  - ・ <u>小・中学校、高校、大学との連携</u>による子ども・若者への情報発信 各学校のポータルサイト等を活用した情報発信
- (2)消費生活相談体制の充実・強化
  - 相談のデジタル化の推進

オンラインによる相談、WEBフォームによる相談受付

- ・ 外国人消費者の通訳体制の確保
  - ふくい外国人相談センターとの連携による多言語対応
- ・ 県情報誌、消費者フォーラムによる消費生活センター等窓口の周知
- ・ 関係団体等との連携・消費生活相談員のスキルアップ 弁護士会等と連携した県民向け相談会、相談員のスキルアップセミナーの開催

### 基本方針2:安全・安心な消費生活の確保

- (1) 商品やサービスの安全性の確保
  - ・ 消費者事故の未然防止に向けた販売事業者への立入検査・指導
  - ・ 商品・サービスに関する危害情報等の収集、迅速な情報発信
- (2) 商品やサービスの表示や商品取引の適正化
  - ・ <u>事業者や業界団体に対する適正表示の周知</u>、不当表示事業者への 調査・指導
    - 事業者・業界団体対象のコンプライアンスセミナーの開催
  - ・ 不当取引を行う事業者に対する迅速な指導・処分、県民への注意喚起

# 基本方針3:消費者教育の推進と環境や社会に配慮した消費行動 の促進

- (1) ライフステージに応じた消費者教育の推進
  - ・ 学校や地域、家庭、職域等様々な場を活用した消費者教育の推進 小・中学校、高校、大学や事業所での出前講座、県民向け通信講座・セミナーの開催
  - ・ 社会のデジタル化に即した消費生活の普及促進 高齢者向けスマートフォン教室の開催
  - 消費者教育の担い手となる人材の確保 消費者リーダー育成講座、教員対象の消費者教育研修会の開催
- (2)環境や社会に配慮した消費行動・生産活動の促進
  - ・ 環境や社会に配慮した<u>エシカル消費の普及啓発・取組促進</u> SNS を活用した県民が参加しやすい啓発イベントの実施 エシカル消費に積極的に取り組む小売店・販売事業者を登録・発信